

『平成 24 年度朝鮮学園補助金支出についての問題点』

◎補助金についての簡単な説明

- 1、平成 24 年度における私立外国人学校への補助金(福岡県私立外国人学校教育振興費補助金)は、対象と成る福岡朝鮮学園と福岡インターナショナルスクールの 2 校へ予算 600 万円(予算全体)が計上されていましたが、平成 24 年度については福岡インターナショナルは補助金の申請をしていないために、補助金の支出対象は福岡朝鮮学園のみとなっています。
- 2、補助金の額は、補助対象事業費精算額の 2 分の 1 と補助金交付決定額のいずれか低い方の額となる。(上限 300 万円または申請した補助対象事業費の 2 分の 1 の内、いずれか額の少ない方と成る)
- 3、補助金は、福岡県補助金等交付規則第 4 条及び福岡県外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき交付されています。
- 4、県による朝鮮学園への補助金は過去、平成 17 年度から平成 21 年度まで朝鮮学園によって北九州市の補助金と二重取り(5 年間で 6 4 5 万円)をされていた事が発覚し、加算金も加えて 8 2 2 万円を返納させられている。

ただし、この時の監査によれば、「この重複受領は、学校法人の事務処理上の誤りによるものであり、その申請手段は詐欺的なものとまでは言えない」という二重取りの期間や金額を考えても不自然な形で決着し、その後も補助金の金額は減らされたものの、そのまま続けられています。

【朝鮮学校補助金 年度別一覧】

年 度	補助金	差引き受領額	返還請求額	加算金	返還合計
平成 17 年度	800 万円	(7,980,148 円)	13,000 円	6,852 円	19,852 円
平成 18 年度	800 万円	(5,729,057 円)	1,604,000 円	666,943 円	2,270,943 円
平成 19 年度	800 万円	(4,565,252 円)	2,633,000 円	801,748 円	3,434,748 円
平成 20 年度	800 万円	(6,825,021 円)	983,000 円	191,979 円	1,174,979 円
平成 21 年度	800 万円	(6,679,312 円)	1,217,000 円	103,688 円	1,320,688 円
合 計	4,000 万円	(31,778,790 円)	6,450,000 円	1,771,210 円	8,221,210 円

差引き受領額とは、朝鮮学園が計画及び請求した補助金額から「補助金の対象外」になった金額を差引いた「実際に受領した補助金額」です。

- 平成 22 年度 191 万 7 千円(差引き受領額は現在の時点では不明です)
- 平成 23 年度 187 万円(差引き受領額は現在の時点では不明です)
- 平成 24 年度 181 万円(121 万 1 千円)
- 平成 25 年度 182 万 5 千円(128 万 7 千円)
- 平成 26 年度 96 万円(情報開示請求中：11 月に提出される模様)
- 平成 27 年度 119 万 7 千円(情報開示請求中：11 月に提出される模様)
- 平成 28 年度 127 万 5 千円(104 万 4 千円)
- 平成 29 年度 本年度分？

- 5、尚、福岡市から朝鮮学園に支出されていた補助金は、平成 24 年に市民団体(在特会)による指摘によって、一部の補助金(約 60 万円)が不正に支出されていた事が暴露され、その後、現在は福岡市からの朝鮮学園に対する補助金は停止されています。

1、【旅費についての疑問点】（県庁に対する質問）

①「旅費」については、平成24年度も「領収書無し」で613,720円の金額が申請されて、その内の1/2の金額306,860円が補助金として公金から支出されています。

先述の613,720円の中で、領収書が発行されない西鉄バスなどのバス会社を使用した194,300円を除く419,420円は、本来なら領収書を貰えるものを、県庁側との暗黙の了解の下で領収書を取らずとも補助金を支出してもらえると、一般の社会感覚から見ると異常な環境下で、そして不正が起りやすい状況下で県から100万円を超える大金が福岡朝鮮学園への補助金として支払われているのです。

では、なぜこのように県が朝鮮学園へ領収書の提出が無くとも補助金を支出しているのかといえば、県庁内全体でバスや、ある一定の基準内でのJRや地下鉄の交通費が領収書を提出しなくても支払われているからです。これらの事は世間一般の常識では、これはルール違反と成りそうなのですが、県庁の主張によれば、バスや電車の運賃はあらかじめ決まっており、区間が分かれば運賃も分かるので、領収書が無くとも計算書などで支払っているとの事でした。

要するに、県庁では職員の業務内容は、上司の監視や許可・指示の下で行われており、それに伴う出張等もその統制下におかれており、業務日報などの記録を確認すれば出張先や日時、使った交通機関や人数も分かります。故に必ずしも領収書はいらぬのではないのか？という事らしいです。

これについては、我々も理解しないわけではありません。しかし、問題は県庁の統制下にはない『外部の団体』にもこの基準を当てはめている事です。必ずしも業務内容を掌握していない外部団体に対して、県庁と同じ基準で公金を支出する事は不正の温床に成りやすく危険です。

例えば、補助金を受けているある団体が、県にA駅からB駅まで10人で会議のために移動すると旅費の補助金を申請をしていて、実際には8人しか参加していなかったとすれば、この場合には、二人分の不正受給と成ります。この場合、人数が10人だったのか8人だったのかは、県が確認するすべが有りません。

また、同じ条件で、実際には会議が行われずに交通機関を使用しないことも考えられます。この場合には一旦、10人分の切符を購入して領収書をもらい、その後に払い戻しを受ければ、JRなどでは払い戻しの際には領収書の提出は求められないので、10人分の領収書を持ったまま、払い戻しの手数料を差し引いた金額が手元に残る事と成ります。そしてそのまま県へ領収書を提出して補助金を受け取る事ができます。

この様な不正を防ぐために、県庁側は領収書の履歴をJRに問い合わせるべきですが、領収書そのものが無いわけですから、それを行う事はほとんど不可能です。よって現在の状況は、旅費を支出するための裏付けとなる領収書も無く、本当にその交通機関を使ったかも確認せず、使用した確実な人数も確認せず、県は福岡朝鮮学園から言われるままに「旅費」の補助金を公金から支出している事になります。この状況で「適正な支出」をしていると、どうやって証明できるのでしょうか？

本来なら、県は福岡朝鮮学園に対して、「領収書を提出しなければ補助金を支出できません」と繰り返しておけば、自分達の職務への責任は全うできるはずですが、ところがわざわざ自分達から「領収書の提出が必要」という基準を緩めて、第三者である県民から見ると不正に加担しているとしか見えない状況へ自らを落としています。

そしてそれを外部から指摘されても、担当者は「県ではそれが当たり前なんです。どこがへんなのでしょうか？」という感じで、自分で自分の首を絞めているという自覚さえも無いようです。

県から支出されている補助金は公金であり、県民や国民の税金です。故にその運用については、一円の不正があってもならないという厳正さが必要です。しかし、現在の県の状況では、とてもそれが担保されているとは言えない状況だと思われまます。これは県の担当課や県庁全体の規則の緩みや職員の怠慢から起きている事だと思われまます、この件について真に責任を負うべきは、こういう職員の職務状況を掌握せず、県民からの批判を無視して、福岡朝鮮学園への補助金の支出を続けている小川知事だと思われまます。

2、【その他の補助金についての疑問点】（県庁に対する質問）

- ①、九州朝鮮中高級学校の中級バスケット(8,229円)・中級サッカー(2,858円)・高級バスケット(1,674円)における飲料水(天然水やアクエリアス)の購入は、交流や教育の振興とは何ら関係が無く、あくまでも個人的な必要性和個人の嗜好によるものだと思いますが、この支出を認めている理由は何なのでしょう
か？ また、これを認めているという事は、他の対象事業での休憩中のお茶やお菓子などの飲食代も認めるという事なののでしょうか？
- ②、北九州朝鮮初級学校の「北九州アリラン夏祭り」における通信運搬費、8月25日、**軽油 20L、2,520円**、給油時刻 19:05 は、いかなる車をいかなる用途で使われたのでしょうか？ 燃料の種類が軽油ですので、自家用車からトラック・バスまでと対象車種は広く、限定するのが難しいです。
尚、夏祭りは通常、開演は 17 時、18 時から舞台演目、20 時ごろ花火の打ち上げの様です。よって給油は夏祭りの開始時という事になります。また、同日に福岡でも「納涼祭」が開かれているので福岡からの生徒や父兄の輸送ではないと思われます。もし、レンタルのトラックで何らかの資材を運搬したのなら、資材の返却を考えれば、給油は通常イベント終了後に成らなければ不自然です。また仮に、レンタルではなく自家用のトラックであったなら、燃料の消費量を考えずに適当に給油した事になり、不正受給に該当します。この軽油 20L もの燃料を何に使用したのでしょうか？ 因みに各種ディーゼル車両の燃費は以下の通りです。
自家用車 18km、マクロバス 8km前後、2tトラック 7km、4tトラック 5km、中型バス 5km前後、大型バス 3km前後、(トラックは貨物積載時の燃費、バスは人員乗車時の燃費)。
- ③、同じく北九州朝鮮初級学校の「北九州アリラン夏祭り」における花火の打ち上げは、福岡朝鮮初級学校の「納涼祭」と共にこれらの催し物のメインイベントと成っているようですが、果たしてこの花火の打ち上げに補助金を支出する事が適切なののでしょうか？ 本来、私学振興課が朝鮮学園に対して交付している補助金は、日朝の生徒による文化交流と私学の振興が目的であるはずですが、しかし、打ち上げて一瞬で消える花火に許可申請の費用まで含めて**約 26 万円**。そして福岡でも**約 21 万円**の合計**約 47 万円**(県の補助金は 1/2 の**約 23 万円**)という高額な支出をする必要があるのでしょうか？
この花火の打ち上げに掛かる費用の割合は、平成 24 年度の補助金 121 万円の約 2 割をも占めています。我々はこの補助金が、日朝の一般住民を対象にした文化交流の目的であるならば、この花火の打ち上げに何ら異存は有りません。しかし、朝鮮学園に対する補助金は生徒達の文化的交流を主眼にしたものと事業計画書の「起案の説明」にも謳ってあります。であるのならば、**1500 発**(福岡ふれあい納涼祭の「ご案内」より)**もの花火を打ち上げる**などの度が過ぎたイベントの費用を補助する必要はないと考えます。
- ④、同じく北九州朝鮮初級学校の「市民交流 朝日友好学芸会」における通信運搬費の燃料給油に関する事です。
(1)10月19日、**軽油 16.13L**、給油時刻 21:25、給油場所：セルフニュー本城(八幡西区本城 2-1-47)。
(2)関門・門司通行 16:29(行き)、18:04(帰り)、150円(普通車の料金)、用途：衣装を取りに行った。
(3)福岡北九州高速(黒崎：行き、春日：帰り)、用途：衣装を取りに行った。
以上の3点の情報から推測すれば、北九州の朝鮮学校(八幡西区折尾)から下関方面へ学芸会で使う衣装を取りに行ったようであるが、黒崎インターから福岡北九州高速に乗り、16時29分に関門トンネルを使用して下関方面へ走行。その後、18時4分に再び関門トンネルで北九州方面へ走行し、春日インターから福岡北九州高速に乗って朝鮮学校へ戻り、21時25分に近くのガソリンスタンドで軽油を 16.13L 給油した、という事が分かります。
これらの情報から分かる事は、北九州の朝鮮学校から関門トンネルの入口まで約 35km。関門トンネル

に入って戻って来るまでの時間は約 1 時間半。これが高速道なら最大で 150k mと成りますが、高速道の領収書が福岡北九州高速以外は出ていないので、関門トンネルを出た後は普通道を使用しているようです。

よって普通道を一時間半の間に走行できる最大の距離は約 80k m程度なので、これに朝鮮学校から関門トンネルまでの往復距離 70k mを足すと 150k mと成り、これを一般的なディーゼルの普通車の実燃費約 15k m/Lで計算すると、 $150k m \div 15k m/L = 10L$ となり、給油量 16.13Lから 10Lを引くと 6.13Lとなるので約 6 Lの不正給油となります。

もし、目的の場所が下関市内であれば関門トンネルから約 4 k m程度なので往復で約 8 k mとなり、 $70k m + 8 k m = 78k m$ となります。これを燃費で割れば、 $78k m \div 15k m/L$ で 5.2Lとなり、これを給油量の 16.13Lから引けば 10.93Lとなります。よってこの件は、**最小で約 6L、最大で約 11Lの不正給油**に成るのではないのでしょうか？

- ⑤、同じく北九州朝鮮初級学校の「市民交流 朝日友好学芸会」における消耗品(195番)の 10月16日、品名は？、金額 880円は、品名が分からなければ、どうやって補助金の対象と判断できたのでしょうか？ 判断を下した当事者の説明が必要です。
- ⑥、福岡朝鮮初級学校の「本校地域住民公開運動会」における通信費、6月19日、後納郵便料金？、6,804円は、使用された内容が不明なのですが、どのように補助の対象であると判断できたのでしょうか？
- ⑦、同じく福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」における報酬費、8月25日、**交通費**(京都市⇄福岡市)、金昌幸(京都市伏見区)、**30,000円**については、交通費の詳細が提示されない状態で3万円もの補助金が個人に支出されています。この場合、金昌幸氏から朝鮮学園が交通費の領収書または「その写し」の提出を受けて、それを県へ提出する事が必要だと思われます。またそれにより**余った分が有れば、それを返納してもらわないと不正受給**と成ると思われますがどうなのでしょう？ そして、このように曖昧な形で公金が支出されても良いものなのでしょうか？
- ⑧、同じく福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」における報酬費、8月25日、歌舞伎団公演費、広島朝鮮歌舞伎団、**70,000円**については、大雑把に「歌舞伎団公演費」となっていますが、広島からの旅費はどうなっているのでしょうか？ 広島ならば、宿泊をせずに公演後に帰宅する事は可能ですので宿泊費はこの中に含まれてはいないかもしれませんが。長距離を移動して来るのなら、交通費を省略する事はできないと思いますので、通常ならばその**交通費の詳細を公演の報酬とは別に明記しなければならない**と思います。それを行わずに、公演報酬と旅費を含めた大雑把な事業計画で申請しても良いならば、常に多めに申請しておけば、余った補助金を朝鮮学園または公演者が不正受給できるようになるとは思われますが、県はどうしようをお考えなのでしょうか？
- ⑨、福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」における花火代金については、上記の③で記載した通りです。
- ⑩、同じく福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」における通信運搬費、8月26日、**軽油 16L**、コスモ石油新宮SS、福岡市東区和白ヶ丘、給油時刻 21:16とありますが、これはどんな車の燃料を給油されたのでしょうか？ ひょっとするとその下の方に有る賃借料の欄に有る、8月25日に福岡長寿の里コヒャンから借りた中型バスの燃料を入れたのでしょうか？ この日は、北九州の朝鮮初級学校でも「アリラン夏祭り」が開催されているので北九州からの生徒と父兄の送迎でないと思います。もしかすると福岡長寿の里コヒャンのお年寄りを送迎したのかもしれませんが、それだと中型バスであ

っても軽油 16Lは入れ過ぎではないでしょうか？

⑪、同じく福岡朝鮮初級学校の「地域住民 学芸会」における雑費の領収書が、「品代」とだけ明記されており、具体的な商品名が記載されていない上に領収書の宛名が「上様」に成っていますが、これで補助金を支出しても良いのでしょうか？ 領収書の内容を発行した業者へ確認したのでしょうか？

⑫、先述の1、【旅費についての疑問点】で指摘した、バス会社の使用分を除き、領収書が発行されるのに取得されていない状態のために、その補助金の支出が適切なものかが証明できない交通費 419,420 円と、③で指摘しています北九州朝鮮初級学校の「アリラン夏祭り」と福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」の度が過ぎた花火の打ち上げに支出された 465,800 円の補助金を足せば 885,220 円(補助金は 442,610 円)という高額な金額に成ります。

これは平成 24 年度に朝鮮学園へ支出された補助金 1,211,000 円の 36.5%に相当します。逆に言えば、63.5%の 768,390 円しか適切な支出がなされていないという事でもあります。これから上記の不審な支出を差引けば 70 万円程度と成ります。

これを簡単にまとめれば、補助金の支出の 4 割に何かの問題が有り、適正に支出されているのは 6 割しかないという事です。

この要因は、県庁職員の補助金精査に対する怠慢と福岡朝鮮学園に対する甘い対応にあるのですから、小川知事が以前の会見で表明された「予算執行後も調査し、確定させている。適正に執行することで(北朝鮮に流れないように)担保する」「相互理解を深めるという事業の目的から逸脱すれば(補助金の)対象にならないということもあり得る」「事業の内容を精査し、補助金を支出するかどうかを決めたい。県職員も現場に行き、確認する」という言葉が空しく聞こえてきます。

以前の政府からの通達に在るように、政府でさえも北朝鮮と朝鮮総連、朝鮮総連と朝鮮学校の財政的・直接的なつながりを認めています。これは朝鮮学校への補助金は、その補助した分を朝鮮学校が朝鮮総連に上納し、朝鮮総連は全国の朝鮮学校や系列のパチンコ店から上納された莫大な金をまとめて北朝鮮の金正恩へ献上しているという事を指しています。また、最近になってアメリカのトランプ大統領が北朝鮮をテロ支援国家として指定もしています。

今後にもさらに福岡朝鮮学園への補助金を続けるという事は、小川知事や私学振興課が北朝鮮のミサイル開発や核実験を陰で支えて、促進していると福岡県民や日本国民だけではなく、世界中の人々が見ても不思議ではありません。テロ国家やテロ組織を支援する事は国際的な犯罪です。小川知事や県庁の職員の方々には、自分達が日本へ向けられる大量破壊兵器の開発に手を貸しているという事を自覚していただきたいと思います。そして速やかに福岡朝鮮学園への補助金を停止するように要望します。

その為の理由づけとして、他の自治体が行っているように補助金の支出を行う条件として、

- ①、朝鮮学校へ「反日的な教育」を行わない事、金正恩を礼賛する事を止める事、そしてそれが実際に実施されているかを県に点検させること。
- ②、北朝鮮へ核・ミサイル開発を放棄するように要求する。
- ③、拉致被害者を日本へ帰国させるように本国へ強く要望する。
- ④、北朝鮮の支配下にある朝鮮総連へ朝鮮学園から寄付・上納などの資金の提供を行わない。

などを福岡朝鮮学園へ要求するべきです。そしてこれが実施されない場合には、直ちに朝鮮学校への補助金を停止すべきだと思います。